

旧横越郵便局舎を改修し

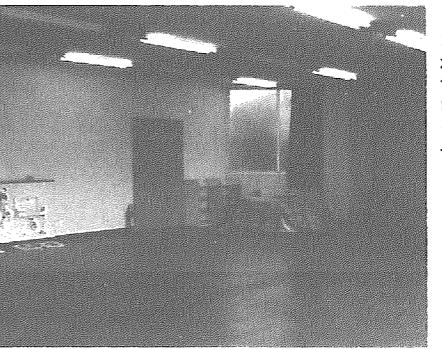
横越児童館開館

四月十日、旧横越郵便局舎が横越町立児童館として開館しました。

この児童館の開館に伴い、これまで設置されていた小杉児童館の療育教室、横越小学校の学童保育所は、それぞれ横越町立児童館に移転して行かれます。

昨年七月に横越郵便局が川根谷内に移転したため、町が厚生年金・国民年金積立金還元融資を受け、九、六九一万円をかけて旧郵便局の建物・用地を購入し、児童館として改修しました。

子どもたちが使いやすいように水道の蛇口を低くしたり、安全のためコンクリートだった床をフローリングするなどの工夫がされています。



カメラ アングル CAMERA ANGLE

町の特産品がずらりと並び たもぎの里 営業再開

3月29日、冬期間休業していた横越町観光物産センター「たもぎの里」（北方文化博物館駐車場わき）が営業を再開しました。

当日は、おにぎりや豚汁の無料サービスが行なわれたほか、各店が通常より安く商品を販売し、また、町内で栽培された野菜や果物、花木、農産物加工品なども店頭に並び、観光客や地元のたくさんの方々が買い求めていました。

日中天候に恵まれ、店舗前に並べられた野外テーブルでは、親子連れなどが団らんする姿が見られました。

たもぎの里は、今年は11月30日まで営業し、一部の店では冬期間も営業を続ける予定です。



死亡事故はモウたくさん！ 牛も加わり、事故防止を呼びかける

4月6日から15日まで「春の全国交通安全運動」が実施され、初日の6日には、新潟南警察や交通安全協会、交通安全母の会などおよそ50名が参加して、役場わきの県道で街頭指導を行いました。

今回は「死亡事故はモウ（牛）たくさん」をキャッチフレーズに乳牛2頭も加わり、ドライバーに『死亡ゼロ』をもじった『脂肪ゼロ』のコンニャクや交通安全チラシなどを配付して、事故防止を呼びかけました。

町内では、昨年の交通事故による死者数は3人、そのうち町民2人が犠牲となり、今年1月にも死亡事故が発生しました。ドライバーも歩行者も交通ルールを守り、交通事故を防ぎましょう。



今年度も6種目で208名が入団 スポーツ少年団入団式

4月12日、スポーツ少年団（柴沢文雄本部長）の入団式が総合体育館で行なわれました。今年度も、ミニバスケット、サッカー、バレーボール、ドッジボール、野球、剣道の各少年団に208名が入団しました。

入団式では、渋谷健文副本部長が「指導者、家族、地域の方々の理解と協力を得ながら、子どもたちの健全育成に取り組んでいきましょう」とあいさつ。続いて、役員、指導者の紹介の後、各少年団の代表者から力強い誓いの言葉がありました。

今後、各少年団とも本格的な活動に入り、体育館やグラウンドには、子どもたちの歓声が響き、のびのびとした元気な姿を見ることができます。

選挙管理委員の難波一仁さん（一本木）が健康上の都合により辞任され、江口新衛さん（木津）が四月一日より選挙管理委員に就任しました。

町に、次の方々より寄付がありました。前二本木下区長の渡辺尚様より、福祉に役立ててほしいと三万円。この三月役場を退職された本間玲子様より、保健業務に使用してほしいと保健指導車一台。ご厚志に感謝します。

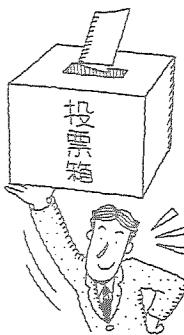
ご厚志に感謝



投票しやすくなります (公職選挙法の一部改正)

最近の各種選挙における投票率は低下傾向にあります。

このようなことから、有権の方々がより投票しやすい環境を整えるため、投票時間の延長、不在者投票制度の改善などを内容とする公職選挙法の一部が改正されました。



主な内容は次のとおりです。

- 投票時間が延長され、午後8時までとなります。
- 不在者投票の時間が原則として午後8時までとなります。
- 不在者投票が認められる事由が緩和され、例えば次のような方も不在者投票ができるようになります。
- 自営業の方などや、冠婚葬祭などの予定がある方
- レジャーや買い物などの私用で、投票日に投票区域にいない方
- 引っ越しなどをして、他の市町村に住んでいる方

これらの改正内容は、今年6月1日から施行されます。なお、詳細については、横越町選挙管理委員会にお問い合わせください。

☎ 385-2111

悪徳商法の種類は年々多様化し、法律違反ぎりぎりの巧妙な手口が増えており、被害は二十代の若者や主婦、お年寄りの世帯を中心広がっています。
不要な商品やサービスの勧誘に対しては、「いいです」「結構です」といったあいまいな返事や態度をとらず、きっぱり「必要ない」と断ることが重要です。もしも、強引に契約させられたり、納得して契約を結んだ後でも気持ちが変わった場合には、クーリング・オフ制度で解約できる場合があります。



「クーリング・オフとは？」
一定の期間内（訪問販売や電話勧誘では八日間）であれば、消費者が業者と結んだ契約を一方的に解除できる制度です。契約解除の通知は書面で行います。通知は内容証明郵便が最も確実です。クーリング・オフをすると、

すでに支払ったお金も全額返されます。損害賠償や違約金はありません。ただし、クーリング・オフの対象とならない商品やサービスもあります。詳しくは、新潟県消費生活センター（二八五一四一九六）か国民生活センター（二〇三一三四四六一〇九九九）にご相談ください。